



# 令和元年度 元気輝きポイント制度 団体登録のしおり

市民の皆様の健康寿命の延伸を目指して、高齢者を中心とした健康づくり、介護予防活動や地域でのボランティア活動を推進するため、「**元気輝きポイント制度**」を創設しました。



1年間、取り組んだ健康づくり活動やボランティア活動のポイントを報奨金として支給する制度です。

## 目次

- |  |                |
|--|----------------|
| 1. 元気輝きポイント制度について                        | ・・・・・・・・ 1 ページ |
| 2. 今年度募集する<br>「地域のボランティア活動」について          | ・・・・・・・・ 2 ページ |
| 3. 登録団体の条件について                           | ・・・・・・・・ 2 ページ |
| 4. 「地域のボランティア活動」の詳細について                  | ・・・・・・・・ 3 ページ |
| 5. 「地域のボランティア活動」の登録団体申請から<br>決定までの流れについて | ・・・・・・・・ 4 ページ |
| 6. 登録団体の責任者（副責任者）の役割について                 | ・・・・・・・・ 5 ページ |
| 7. 元気輝きポイントの報奨金について                      | ・・・・・・・・ 5 ページ |
| 8. 元気輝きポイント手帳の交付について                     | ・・・・・・・・ 6 ページ |

## 令和元年度の元気輝きポイントの開始時期等

◎ポイント制度の開始 令和元年10月1日

◎ポイント付与期間 令和元年10月1日～令和2年9月30日

### ◎団体募集期間

1次募集 令和元年5月15日（水）～6月25日（火）（必着）

2次募集 令和元年10月15日（火）～令和2年3月10日（火）（必着）

問合せ先 東広島市役所 健康福祉部 地域包括ケア推進課

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29

電話 082-420-0984 fax 082-426-3117

# 1 元気輝きポイント制度について

## 目的

市民の皆様の健康寿命の延伸を図り、更に、高齢になっても住み慣れた場所で安心して、いきいきと暮らしていける地域づくりを推進していくため、自助（セルフケア）と互助（ボランティア活動や住民の自主組織の活動等）を多くの方に取り組んでいただくための仕組みとして、この度「元気輝きポイント制度」を開始します。

## 対象者の年齢、ポイントとなる活動及びポイント数

今年度のポイントとなる活動は次のとおりです。

		対象となる活動及びポイント数
40歳以上 64歳まで	高齢者へのボランティア活動	<b>30ポイントの活動</b> ① 団体登録されている地域のボランティア活動 ※ ② 団体登録されている地域サロン及び「通いの場」のポイント管理責任者の活動 ③ 市民が運営する認知症カフェの世話人 ④ 認知症サポーター養成講座講師（キャラバンメイト）活動 ⑤ 認知症高齢者への傾聴お話ボランティア ⑥ コミュニティ健康運動パートナーの通いの場に関する活動  <b>10ポイントの活動</b> ⑦ 高齢者見守り協力員研修参加 ⑧ ぐるマルサポーター養成研修受講 ⑨ 介護サポーター説明会参加 ⑩ 認知症サポーター養成講座受講（年1回）
		<b>30ポイントの活動</b> 40歳以上64歳までの①～⑥と同じ  <b>10ポイントの活動</b> 40歳以上64歳までの⑦～⑩と同じ
65歳以上	介護予防等活動	<b>30ポイントの活動</b> ① 老人クラブへの登録（年1回）（市老人クラブ連合会の登録が必要） ② 人間ドックの受診（年1回）  <b>10ポイントの活動</b> ③ ポイント対象として団体登録した地域サロンへの参加 ④ ポイント対象として団体登録した介護予防に取り組む「通いの場」への参加 ⑤ いきいき健康づくり施設の利用（調整中） ⑥ 市主催行事の参加（元気輝きポイントマークあるもの） ⑦ 特定健診、各がん検診等の健診受診（健診項目ごとにポイントが付く） ⑧ 特定保健指導への参加（3カ月後終了時）（国民健康保険被保険者に限る）

※団体登録されている地域のボランティア活動について、詳しく次ページで説明します。

## 2 今年度募集する「地域のボランティア活動」について

今年度は、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくための支え手となる活動に対して「地域のボランティア活動」として団体登録の募集を行います。

次の①～⑤に当てはまる活動を「地域のボランティア活動」とします。

**① 地域住民で主体的に行う生活支援の支え合い活動**

窓口、利用方法が明確で、支援者が5名以上あり、1か月以上の活動実績があるもの

**② 地域住民で定期的に行う見守り活動**

活動者が5名以上で特定でき、年6回以上の活動を行うもの

**③ 地域住民で主体的に行う配食活動**

活動者が特定でき、年2回以上10人以上に対して活動を行うもの（敬老会は除く）

**④ 地域サロンのポイント管理責任者の活動**

参加者5名以上、年10回以上定期的に開催する地域サロンの団体登録を募集する。

登録した地域サロンでの活動で、ポイント管理責任者2名をボランティア活動とする。

**⑤ 「通いの場」のポイント管理責任者の活動**

健康増進課に登録している「通いの場」の活動で、ポイント管理責任者2名をボランティア活動とする。

## 3 登録団体の条件について

登録団体となる条件として、「地域のボランティア活動」の①～⑤に加えて、次の条件に当てはまる必要があります。

- 1 元気輝きポイント制度の趣旨に賛同している団体であること
- 2 活動の趣旨が、介護予防、地域の支え合い活動につながるものであること
- 3 活動者が市民で、市民を対象としたボランティア活動であり、活動場所も市内であること
- 4 ポイントに関する業務を虚偽なく、団体に責任をもって管理できること
- 5 年間の活動計画、活動報告を別に示す様式（様式1）、（様式2）で提出すること  
（活動回数、参加人数、活動場所等）
- 6 責任者、副責任者2名が明確であること（世話人となる）
- 7 登録団体として公表することを了承していること
- 8 活動の参加希望者を可能な範囲で受け入れる団体であること
- 9 暴力団でなく、政治、宗教、営利を目的とした活動でないこと
- 10 生涯学習推進本部の「学習メニューブック」に記載されている活動でないこと

## 4 「地域のボランティア活動」の詳細について

各活動の詳細は、次のとおりです。

※高齢者とは 65 歳以上の方です。

### ① 地域住民で主体的に行う生活支援の支え合い活動

- 高齢者が生活する中でのちょっとした困りごと（活動例：買い物代行、ゴミ出し、電球の取り換え、簡単な家屋内外の修理など。※）に対して、自治会や団地等の地域住民 5 名以上の支援者グループ（団体）でサポートを行う活動で、活動開始から 1 か月以上の活動実績があるものとします。

※活動例のため、地域での活動について、対象となるかどうかご不明な点は相談ください。（有償ボランティア、無償ボランティアは問いませんが、営利を目的としたもの、雇用契約や請負契約を結んでいる場合は対象外。）

- 利用手続きが明確であること。

### ② 地域住民で定期的に行う見守り活動

- 1 人暮らし高齢者や高齢者夫婦等を対象とした見守り活動（活動例：家庭訪問や電話による声掛け、郵便物や新聞が溜まっていないか、夜に電気がついているかなど気にかけるなどの安否確認等）を自治会や団地等の地域住民 5 名以上の支援者グループ（団体）で、定期的に年 6 回以上活動を行うものとします。
- 見守り活動を行う支援者の名簿を提出する必要があります。

### ③ 地域住民で主体的に行う配食活動

- 1 回につき、10 名以上の高齢者等を対象者として、自治会や団地等の地域住民の支援者グループ（団体）で、年 2 回以上、配食活動を行うものとします。ただし、敬老会での配食活動は、回数に含みません。
- 配食のボランティア活動を行う支援者の名簿を提出する必要があります。

### ④ 地域サロンのポイント管理責任者の活動

- 高齢者が 5 名以上参加し、年 10 回以上定期的で開催する地域サロンとします。地域サロンの運営を中心となってい、手帳の受け渡しやポイント管理等、市役所との連絡窓口となる責任者、副責任者各 1 名をポイント管理責任者の活動とします。
- 責任者、副責任者は、原則 1 年間同じ者とします。



## ⑤介護予防に取り組む「通いの場」

- 高齢者が5名以上参加し、週1回以上の頻度で、4回の立ち上げ支援が終了し、自主活動を実施している団体（グループ）で、いきいき百歳体操または、介護予防に効果のある体操を毎回実施しているものとします。
- 「通いの場」として、健康増進課に登録している団体に限ります。
- 手帳の受け渡しやポイント管理等、市役所との連絡窓口となる責任者、副責任者各1名をポイント管理責任者として決定します。
- 責任者、副責任者は、原則1年間同じ者とします。

## 5 「地域のボランティア活動」の登録団体申請から決定までの流れについて

- 1 登録団体として申請する場合は、次の手続きを行ってください。
  - (1) 必要書類の作成
    - ・令和元年度東広島市元気輝きポイント制度団体登録申請書（様式1）
    - ・令和元年度活動計画書（様式2）
    - ・「生活支援の支え合い活動」については、1カ月以上の活動実績及びその団体の規約等の取決めがわかる書類を添付する。
  - (2) 必要書類を地域包括ケア推進課へ提出
    - 1次募集期間；令和元年5月15日（水）～6月25日（火）（**必着**）
    - 2次募集期間；令和元年10月15日（火）～令和2年3月10日（火）（**必着**）
- 2 登録団体の申請後、市で申請内容の審査を行います。
  - ・審査で不明な点があれば、責任者の方に問い合わせる場合があります。
- 3 団体として要件を満たしていれば、1次募集については、8月下旬までに決定通知をお送りします。
- 4 決定通知をお送りした団体を対象に9月中旬に説明会を開催します。その際、ポイント付与の方法等手続きを説明し、シール等を配布します。

## 6 登録団体の責任者(副責任者)の役割について

☆責任者、副責任者の方には、ポイントシールの管理をお願いすることになります。  
団体でご相談の上、責任者等の決定をしてください。

### ポイントシールの管理について

#### ① ポイントの付与

責任者または副責任者は、参加者のポイント手帳に、ポイントシールを直接貼り、活動日を記入します。

#### ② ポイントシールの保管

責任者または副責任者は、1年間分のポイントシールを管理します。ポイントシールは、現金と同様ですので、紛失しないようにしてください。

#### ③ 活動実績の報告

1年間の活動が終わった際に、シールの台紙と余ったシールを実績報告と共に市へ提出します。

## 7 元気輝きポイントの報奨金について

令和元年度のポイント付与期間は、令和2年9月30日までです。

1年間貯めたポイントは報奨金として支給します。

1ポイント10円と換算します。年齢によるポイントの上限設定があります。

対象者	取組み	ポイント上限
40～64歳	高齢者へのボランティア活動	500ポイント
65歳～74歳	・ 高齢者へのボランティア活動	ボランティア活動 500ポイント
		介護予防等活動 500ポイント
75歳以上	・ 介護予防等活動	1,000ポイント (ボランティア、介護予防等活動の区分の上限はありません)

100ポイント以上を報奨金支給の対象とし、ポイントによる報奨金は、次のとおりです。

ポイント	報奨金	ポイント	報奨金
100～190	1,000円	600～690	6,000円
200～290	2,000円	700～790	7,000円
300～390	3,000円	800～890	8,000円
400～490	4,000円	900～990	9,000円
500～590	5,000円	1,000以上	10,000円

## 8 元気輝きポイント手帳の交付について

- 1 元気輝きポイント手帳の交付は次のとおりです。申請書の記入が必要です。
  - ・対象者；40歳以上の東広島市民（10月1日現在）
  - ・交付場所；市役所地域包括ケア推進課、支所、出張所（調整中）  
（登録団体を経由して申請、受取も可能です。）
  - ・交付時期；令和元年8月～令和2年6月末まで
  - ・交付冊数；原則1人1冊
- 2 広報東広島、ホームページ等で8月頃、詳細をお知らせする予定です。